

商標関係料金・手数料（主なもの）

テックバイザー国際特許商標事務所

出願時費用

特許庁料金（印紙代）	弊所手数料	備考
¥3,400+ 区分数×¥8,600	出願手数料：¥10,000+ 区分数×¥5,000 簡易調査料：¥5,000	● お客様自身で調査をされている場合には簡易調査料は不要です

※簡易調査作業開始後にお客様都合でキャンセルされた場合には¥5,000円を申し受けます

登録時

	特許庁料金（印紙代）	弊所手数料	備考
5年分	¥21,900×区分数	¥5,000	● 弊所が出願を代理した案件に限ります
10年分	¥37,600×区分数	¥5,000	● 弊所が出願を代理した案件に限ります

中間処理（意見書・補正）

	特許庁料金（印紙代）	弊所料金	備考
単純なもの	無料（名義変更を伴う場合は¥4,200）	無料	● 弊所が出願を代理した案件に限ります ● 誤記修正、指定商品・役務の削除、住所変更等
複雑なもの	無料	別途お見積もり（時間あたり料金¥10,000）	● 取引実情調査、他者との交渉等が必要な場合

費用総額例

1 区分で登録料 5 年分割納付の場合 ※最小費用で商標権を取得できるパターンです

出願時：¥32,000 登録時：¥26,900 総額：¥58,900

【参考】日本弁理士会の弁理士報酬アンケート（平成 21 年度）によれば 1 区分の商標登録出願の事務所手数料の最頻値は 6 万円～8 万円なので、一般的な費用総額は 10 万円から 12 万円程度になります。

2 区分の場合の料金総額（登録料 10 年分納付）※典型的パターンです

出願時：¥45,600 登録時：¥80,600 総額：¥126,200